

師範学校と旧制中学校における地理教授制度の時期区分

近藤 裕幸

(愛知教育大学)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| I はじめに | IV 師範学校の地理教授制度の時期区分 |
| II 師範学校の略史 | V おわりに |
| III 師範学校数と地理授業時数の推移 | |

キーワード：師範学校，旧制中学校，地理教授，制度史

I はじめに

師範学校は一般的に小学校（国民学校）の教員を養成するために設置された学校の総称であり，最も多い時期には全国に約100校あった。中学校または高等女学校とは異なり，授業料なども免除され，地域により多寡はあるものの生活費が支給されることもあったため，貧しくて中学校や高等女学校に進学できない者にとっては学業を続けるための選択肢として重要な意味をもっていた。

では，その師範学校ではどのような地理教授が行われ，中学校や高等女学校との間にはどのような違いがあったのであろうか。たしかに，その差異は制度・教授内容・教授方法等にわたって検討することが求められる。しかしながら，紙幅の都合上それらを網羅することは困難であるため，本稿では師範学校で行われていた地理教授の制度について中学校と比較し，その特徴を明確にしたい。

これまでも師範学校の研究は数多くなされてきた。その中で地理科に限定すると，次のものが挙げられる。白井は，千葉師範学校初代校長山田行元の自叙伝を取り上げ，彼が教科書執筆者としてだけでなく教育行政官としての重要な地位にあったことを指摘している（白井1996）。齋藤は師範学校が編纂した『地理初歩』の原著特定に成功している（齋藤2005）。外池は1931年の「教授要目改正」により師範学校地理科に導入された「地方研究」を取り上げ，昭和戦前期の教員養成における郷土研究の成立と郷土教育の実践を山形県女子師範学校の事例によって明らかにしている（外池2011）。松永は

沖縄師範学校の修学旅行を取り上げ，そこで地理教育に求められていたものを詳述している（松永2012）。

以上のように，師範学校における地理教育がどのような内容であったのかは白井，松永，外池，齋藤らの研究により大筋において理解することができる。しかしながら，ほぼ同年齢の子どもが進学する中学校・高等女学校・実業学校と師範学校で教えられていた地理科にはどのような違いがみられたのかについて不明な点が多い。

たしかに，今日の教育制度とは異なり，戦前の教育制度は複線型で複雑であるため，特定教科の特徴を横断的に比較検討することには困難を伴うが，明治から昭和初期にかけての中等教育の全容を明らかにするためにも，これは解明すべき課題と言える。

そこで本稿の目的は，師範学校と中学校において行われていた地理科を対象に，教授要目などの法令等を比較することによって，その差異を明らかにすることにある。ただし，第二次世界大戦の敗戦まで師範学校は存続するが，本稿では1943年の師範教育令改正より前の師範学校について限定することとしたい。その理由は，後述するが，この1943年の師範教育令改正をもって，師範学校の制度上の位置づけが大きく変化するためである。また，本稿で取り扱う師範学校は，高等師範学校ではなく，尋常師範学校または師範学校に限定する。

以下本稿の構成は，IIにおいて師範学校の略史を述べ，IIIにおいて師範学校と中学校の地理科の授業時数の推移について言及する。IVでは中学校の地理科教授の時期区分を基本スケールとして師範学校の地理教授制度史を時期区分し，その特徴を明らか

にしていく。

II 師範学校の略史

1. 師範教育の始まり

師範学校は、多くは小学校（国民学校）の教員である訓導¹⁾を養成するための学校であり、小学校・中学校・大学といった学校とは性格を異にした存在であり、教員を養成するための学校である。その師範学校は、1872年に東京で初めて創設され、1873年には大阪と宮城、1874年には愛知・広島・長崎・新潟に設けられ、各大学区に各校ずつ設立されていった。さらに、1874年には東京に女子師範学校が創設され、1875年には中学師範学科を東京師範学校内に設け、中学校教員の養成も師範学校で行うことになった。その後小学校教員の需要が増したため、講習所や伝習所も師範学校と改称され師範学校数が増えて行ったが、1877年明治政府の財政緊縮策の一環として東京を除く官立師範学校はすべて廃止され、師範学校は府県の管轄となった。

1879年教学聖旨が出され、いわゆる儒教主義的思想が教育に求められていく。その一方で、1879年伊沢修二と高峰秀夫がアメリカ合衆国より帰国し、小学校教授法の改善が行われ始める。伊沢らの指導の下、師範学校では普通教育に関する基礎知識を授けた後、ついで教職に関する専門的知識を教育するという方針が広がりを見せしていく。

2. 師範教育の制度整備

1881年の教育令のもと「師範学校教則大綱」が定められ、政府はそれまでばらばらであった各師範学校の設置基準等を統一しようとした。具体的には1883年「府県立師範学校通則」で師範学校の目的、生徒定員の基準が定められた。

1886年には「師範学校令」が公布され、師範学校は尋常師範学校と高等師範学校に区分された。尋常師範学校は、府県立であり管内の小学校教員の養成をめざし、高等小学校卒業が入学資格とされた。高等師範学校は、中学校あるいは師範学校卒業が入学資格であり、尋常中学校・高等女学校・師範学校の教員を養成することが目的とされた。

1897年「師範教育令」が制定され、尋常師範学校は「師範学校」と改称された。この頃児童の就学率が上昇したため一府県一校設置ではなく複数設置されるようになった。また、師範学校の本科生徒は最終学年中一定期間を教生として付属の小学校において教育実習をしなければならないことが定められた。さらに、師範

学校では一般に授業料を徴収しないこととなっていて、一定数の生徒に限っては公費生として若干の学費が給与された場合もあった。師範学校本科卒業者には各府県から本科正教員としての教員免許状が付与され、かつその府県内の小学校教員に任命された。

1900年には小学校が四年制の義務教育となり、1907年に六年制となったことに伴い、師範学校の運営についての全体的規程として「師範学校規程」が定められ、中等学校卒業生対象の師範学校第二部が制度化された。師範学校に本科第一部（高等小学校卒業が入学資格）、本科第二部（中学校または高等女学校卒業が入学資格）、予備科がおかれた。本科第二部は中等教育機関から師範学校へ入学する道を開くことになった。また、1910年「師範学校教授要目」が制定され教育内容が学年ごとに規定された。

1925年師範学校規程が改正され、師範学校本科第一部が五年制となった。1931年の文政審議会による答申をうけて、本科第二部の修業年限が2年に延長された。この改革は中学校または高等女学校に接続する本科第二部を、従来の補充的な位置づけから本科第一部と対等にしたことになる。また本科第二部単独でも師範学校が設置できるようになり、のちに師範学校を専門学校程度の学校に昇格させるための基礎となるものだった。

3. 専門学校程度の学校への昇格

1943年、師範教育令の改正により、師範学校はすべて官立に移管されかつ専門学校と同格の教育機関に昇格する。また、青年師範学校²⁾が設置され青年学校の教員が養成された。師範学校は中等学校卒業を入学資格とする官立の三年制の学校となり、師範学校は初めて専門学校程度の学校として位置づけられた。師範学校には本科と予科が置かれ、本科は中学校もしくは高等女学校卒業生が、予科（2年）は国民学校高等科の卒業生および中学校もしくは高等女学校2年修了者が入学できた。

先述したが、このため本稿では1943年より前の師範学校を中学校と比較する。では、この師範学校と中学校とでは地理科の授業時数などはどのように定められていたのだろうか。

III 師範学校数と地理授業時数の推移

1. 学校数の推移

中学校は1875年には116校あり、1945年には639、756校になり、高等女学校は、1885年には9校だった

が1945年には1,272校になった。それに対して師範学校は1945年で60校にも満たない。多いときでも100校程度に過ぎない(図1)。

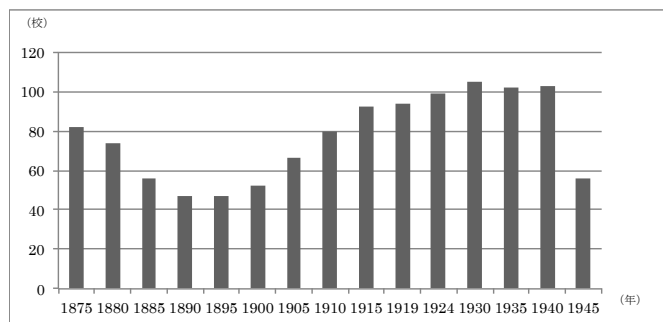


図1 師範学校数の推移

(文部省『学制九十年史』1964年より筆者作成)

それぞれの生徒数は、中学校の生徒数は、1875年には5,620人、1945年には432,288人で、高等女学校の生徒数は、1885年には616人、1945年には875,814人であった。それに対して、師範学校の生徒数はかなり少なかった(図2)。

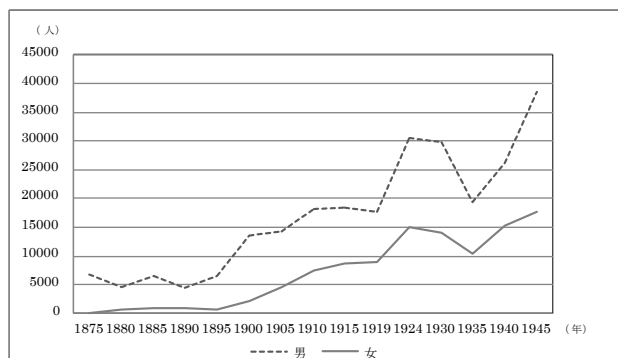


図2 師範学校の男女学生数

(文部省『学制九十年史』1964年より筆者作成)

2. 地理授業時数の推移

表1は、地理科の授業時数についてまとめたものである。

表1 師範学校における地理科の授業時数(男子・女子別)

男子

年	法令	年限	全授業時数	地理の時数	地理の割合
1881	師範学校教則大綱	初等師範は1年, 中等は2年半, 高等は4年	140	9 (*1)	6.4%
1886	師範学校令(男)	4年制	102	9	8.8%
1892	師範学校学科及其程度	4年制	93	5	5.4%
1910	師範学校教授要目(男)	4年制(*3)	102	5	4.9%
1925	師範学校規程中改正	5年制	170	歴史と12(*2)	3.5%
1931	師範学校規程中改正 (本科・第一部・男)	5年制	170	歴史と16(*2)	4.7%

女子

年	法令	年限	全授業時数	地理の時数	地理の割合
1881	師範学校教則大綱	初等師範は1年, 中等は2年半, 高等は4年	140	9 (*1)	6.4%
1886	師範学校令	3年制	93	8	8.6%
1892	師範学校学科及其程度	3年制	93	5	5.4%
1910	師範学校教授要目(女子)	4年制(*3)	102	5	4.9%
1925	師範学校規程中改正	5年制	170	歴史と12(*2)	3.5%
1931	師範学校規程中改正 (本科・第一部・男)	5年制	170	歴史と16(*2)	4.7%

[ともに、文部省編『学制百年史 資料編』1972 より筆者作成]

(*1 3年間で計算した。/*2 歴史とともに合算されている時間数は、単純に2で割って計算した。/*3 本表における1910年以後は修業年限の違いによって第一部・第二部に分けられるが、第一部にのみ限定した。)

表2 中学校における地理科の授業時数

年	法令	年限	全授業時数	地理の時間	地理の割合
1881	中学校教則大綱	4年制	184 (*1)	10	5.4%
1886	尋常中学校ノ学科及其程	5年制	140	6	4.3%
1894	尋常中学校ノ学科及其程	5年制	145	歴と16	
1901	中学校令施行規則	5年制	146	歴と15	
1902	中学校教授要目	5年制		6	4.1%
1911	中学校令施行規則改正	5年制	154	歴と15	
1911	中学校教授要目改正	5年制		6	3.9%
1919	中学校令施行規則改正	5年制	149	歴と15	
1931	中学校教授要目改正	5年制		6 (*2)	4.0%
1933	中学校令施行規則改正	5年制	156 (*3)	歴と15	
1937	中学校教授要目改正	5年制		6	3.8%
1943	中学校規程	4年制	142	歴と12	

〔文部省編『学制百年史 資料編』1972 より筆者作成〕

(*1は、初等中学のみ/*2は、甲種/*3は、第2種の課程/「歴と」…「歴史と地理をあわせて」という意味である)

全体の授業時間数に地理科が占める割合は男女ともに5%前後で推移し、中学校と比べても地理科の授業時間数はそれほど差がない(表2)。

中学校と師範学校において、授業時間数の差はほとんどみられなかったが、教授内容に差はあったのであろうか。次章において、各法令に規定されている教授内容等の差を明らかにする。

IV 師範学校の地理教授制度の時期区分

1. 中学校の地理教授制度の時期区分

本稿では、師範学校の比較対象として中学校(尋常中学校)を採用しており、中学校の時期区分が基準となる。そのため以下に概要を記す。

拙稿において、中学校地理教育史を制度の視点から5つに時期区分した。第1期は1872~1901年であり「草創期」とした。中学校令施行規則が出されたが、後の時代のものと同様に、制度上において未成熟な時期であった。第2期は1902~1919年であり「確立期」とした。地理教育についての詳細な規定がなされ、地理教育が法令面で整備され、一定の型が作られた時期であった。第3期は1919年~1931年までであり「定着期」とした。国家から教育

全体において国民道徳の養成が強く求められるなどの面がみられたが、地理教育そのものについての規定はそれほど変更されなかった時期であった。第4期は、1931~1937年までであり「転換期」とした。学校制度上では中学校が大衆教育機関として位置づけられていった時代で、地理教育においては自然と人文現象とを関連づけて地理を教える、いわゆる地人相関的な視点に関わる規定が見られるようになったことが特徴で、それまで地理知識が教科書で羅列されていたことと比べれば、地理科の教授内容が大きく転換した時期である。第5期は、1937~1945年までであり「変容期」とした。この時期は、地理科においてこれまでよりも愛国心の一層の養成、皇国教育が一段と強化されていった時期であった(近藤2001)。

こうした5つの時期区分を尺度として師範学校の地理教授制度を以下に述べる。

2. 師範学校の地理教授制度史の時期区分

師範学校における地理教授を制度面において、1872年の師範学校設立から1943年の師範教育令までの時期において5つに時期区分した。

5つに区分した観点は、中学校同様、勅令や省令等の規定内容によった。具体的には、「師範学校ノ学科及其程度」、「師範学校例令施行規則」、「師範学校教授要目」などによる。

(1) 草創期：1872～1892年

1872年中学校と師範学校はほぼ同時期に設置され全国へと広がっていく。1872年に「中学教則略」が定められ中学校制度が整備されるのに対し、師範学校の制度上の整備は遅れたが、1881年になり師範学校でも中学校と時期を同じくして教則大綱が定められたものの、何を教えるのかといった科目指定にとどまり、それ以上のことは決められていない

(表3)。その後、1886年中学校では「尋常中学校ノ学科及其程度(明治十九年六月二十二日文部省令第十四号)」が定められたが、取り扱う内容は「地文及政治地理」と定められただけであった。また、1892年の師範学校「師範学校ノ学科及其ノ程度」(明治十九年五月二十六日文部省令第九号)でも、「総論及日本地理 地球及其表面ノ形状気候人種人民生活ノ状態等ノ要略ヲ授ケ次ニ日本地理ニ移リ畿内八道ノ地理ヲ授ケ兼子テ地図ヲ描カシム」と中学校よりも若干詳細に規定された程度であった。後年の諸法令と比べると制度上詳細といえないため中学校同様に「草創期」といえる。

表3 「中学校教則大綱」と「師範学校教則大綱」の比較

中学校教則大綱	師範学校教則大綱
第一条 高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校に入ルカ為ニ必須ノ学科ヲ授ク	第一条 師範学校ハ小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス
第二条 中学科ヲ分テ初等高等ノ二等トス	第三条 初等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、 地理 、物理、教育学学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス 但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ以下之ニ倣フ
第三条 初等中学科ハ修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、 地理 、歴史、生物、動物、植物、物理、化学、経済、記簿、習字、図画及唱歌、体操トス	第四条 中等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、 地理 、歴史、図画、生理、博物、物理、化学、幾何、記簿、教育学学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス
第四条 高等中学科ハ初等中学科ノ修身、和漢文、英語、記簿、図画及唱歌、体操ノ続ニ三角法、金石、本邦法令ヲ加ヘ又ニ物理、化学ヲ授クルモノトス	第五条 高等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、 地理 、歴史、図画、生理、博物、物理、化学、幾可、代数、経済、記簿、本邦法令、心理、教育学学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス

[文部省『学制百年史資料編』1981年より ()は筆者記載]

(2) 確立期：1892～1910年

1902年、中学校では「中学校教授要目」（文部省訓令第3号）が制定された³⁾。1学年週2時間、2学年以降は週1時間が地理教授にあてられることもあわせて定められた。

この中学校教授要目によってかなり詳細に取り扱う教授内容が規定されることとなった（表4）。また、この中学校教授要目では「教授上の注意」として「教授

ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサランコトニ留意シ相互ノ連絡ヲ保チテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ」、「教授ハ漫ニ繁多ノ事項ニ渉リ又ハ形式ニ流ルコトナク生徒ヲシテ正確ニ理解シ応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ」、「学科目ノ性質上止ムヲ得サルモノノ外ハ教科書ヲ用ヒテ之ヲ教授スヘシ」等が示されていた（表5）。この構成は大筋においてこれ以後制定された教授要目でも踏襲されていくことになる。

表4 「中学校教授要目」（1902年）の地理科に関する規定

緒論	大洋、島嶼、両極、赤道 三帯 経緯度 地図ノ描キ方及読ミ方ニ関スル簡單ナル解説	
日本地理	総論 位置 位置 境域 広表 地勢 海岸 地形 山系 水系 気候 温度 海流 雨量 風 天産物 住民 種族 人口 教育 宗教 政治 国体 政体 区画 兵備 生業 農業 鉱業 林業 水産業 工業 商業 交通 道路 鉄道 航路 郵便 電信 電話	第一学年
地方誌	地方誌ニオイテハ北海道、台湾及府県ノ区分ニ依リ地方ノ天然上及人事上国民ノ生活ニ関スル事項ヲ授クヘシ	
外国地理	あじあ 総論 位置 地勢 気候 天産物 住民 交通 朝鮮	
外国地理ノ続き	あじあノ続き 支那 あじあろしあ あじあとるこ附あらびあ いらん地方 いんど いんど支那半島 まらい半島 大洋洲 総論 前ニ準ス おーすとらりあ めらねじあ みくろねじあ ぼりねじあ	第二学年
外国地理ノ続き	よーろつぱ 総論 前ニ準ス ろしあ すうえでん のるうえい でんまるく どいつ おーすとらりあ ほんがりあ すいす ふらんす おらんだ べるぎい いぎりす いすばにあ ほるとがる いたりあ ばるかん半島	第三学年
外国地理ノ続き	あふりか 総論 前ニ準ス 北部あふりか 中部あふりか 南部あふりか あめりか 総論 前ニ準ス かなだ 北米合衆国 めきしこ附中央あめりか 西いんど諸島 南あめりか 西部 東部 結論 世界ニオケル貿易及交通 世界ニオケル人口、言語、宗教 日本ト列国トノ関係及其ノ富力、兵力、領土、殖民地ノ比較 世界ニ於ケル日本ノ地位	第四学年
地文	総論 太陽系 地球ノ形 大キサ 地球ノ密度 地熱 地球ノ運動 昼夜 四季 日蝕及月蝕 経緯度 標準時 地図 陸 沿岸線 地勢及構造 山嶽 原野 渓谷等 泉 河 湖 岩石及造岩鉱物 地層 岩脈 地殻内産物即有用ノ鉱物及岩石 變動 火山 地震 大陸及山脈ノ生成 沿岸線ノ生成 大気 水生物 日本ノ土地發育 大気 性質及作用 温度 気圧 風 湿気 気候及天気 海 海水ノ組織 色 塩分等 海底 海水ノ温度 波 海流 潮汐 生物 分布 植物景	第五学年

表5 「中学校教授要目」 教授上ノ注意(1903年)

一	地理ヲ授クルニハ生徒既知ノ事実ト關係アル事実ニ及サンコトヲ旨トシ必シモ此要目ノ順序ニ依ルコトヲ要セス
二	地理ヲ授クルニハ成ルヘク事実ノ比較連合ヲカメ特ニ外国地理ヲ授クルニ当リテハ我国ノ狀勢ヲ以テ比較ノ基礎トナスヘシ
三	日本地理及外国地理ヲ授クルニハ常ニ地文ニ關スル事項及実業ニ關スル事項ニ留意シ濫ニ細密繁多ナル事實數量ヲ記憶セシムルコトハ之ヲ避クヘシ
四	外国地理ヲ授クルニハ我国ト關係多キ地方ニ留意シ此要目ノ中特ニ重要ナル部分ハ更ニ之ヲ細分シテ授クルコトヲ得
五	歴史上著名ナル場所ニ就キテハ其ノ事蹟ノ大要ヲ附説スヘシ
六	有名ナル詩歌文章紀行等ニシテ地理教授ニ資スルニ足ルモノハ便宜之ヲ引用シテ興味ヲ助クヘシ
七	實地ニ觀察シ得ヘキ事項ハ成ルヘク直接ニ觀察セシメ其ノ他ハ常ニ地図、標本、写真、繪画、表等ニ依リ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムルヘシ又生徒ヲシテ略図ヲ描カシムルモノ可ナリ但徒ニ精密ニ涉リ時間ヲ浪費セザラシコトヲ要ス
八	地文ハ特ニ我国ニ關スル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ
九	地名ノ称呼ハ必スシモ此要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要セス
十	教授用備品ハ次ノ例ニ依ルヘシ 日本及世界地形図 世界分図 日本行政区画図 日本及世界交通地図 人種分布地図 日本及世界水陸動物分布図 日本及世界植物区系図 日本地質図 日本及世界同温線図 日本及世界同圧線図 日本及世界雨量図 日本及世界海流図 同時潮図 地震及火山分布図 日本地震図 天気図ノ一例 其ノ他人文 地文ヲ説明スル地図 諸統計ヲ示ス図又ハ表 風俗、風景、其ノ他地文上ノ現象ヲ示ス図書又ハ写真 土地ノ高低、褶曲、斷層等ヲ示ス模型又ハ図書 主要ナル岩石 主要ナル造岩鉱物 日本ノ主要ナル農産、林産、水産物及加工品ノ標本 主要ナル貿易品ノ標本 風化ヲ示ス標本 主要ナル化石又ハ其ノ模型或ハ図書 其ノ他ノ掛図等 地球儀 羅針盤 測斜器 あねろいど晴雨計 水銀晴雨計 寒暖計 日時計 人文地理ニ關スル事項ハ時々異動ヲ来スコト多ケレハ之カ図表等ハ常ニ其ノ訂正増補ニ留意シ最近ノ形勢ヲ示スモノヲラシムヘシ

その師範学校規程の第14条である。

第14条 地理ハ地球及人類生活ノ状態ヲ理解セシメ殊ニ兩者ノ關係ヲ明ニシ我カ國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシメ國民タルノ自覺ヲ促スニ資シ且小学校ニ於ケル地理教授ノ方法ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ日本地理、外国地理及地理概説トシ日本地理ニ於テハ我カ國ノ自然状態、政治、經濟、産業、交通等ノ状態並ニ其ノ關係ヲ明ニシ殊ニ我カ國ノ國勢ヲ詳ニシ外国地理ニ於テハ主トシテ我カ國ト政治、經濟、産業、交通等ニ關シ重要ノ關係アル諸外國ノ地理ノ大要ヲ授ケ地理概説ニ於テハ自然地理及人文地理ノ概要ヲ知ラシメ又地方研究ヲ課シテ地方ノ風土ニ關スル沿革及情勢ヲ理解セシメ且教授法ヲ授クヘシ

中学校に遅れること8年後の1910年に「師範学校教授要目」が定められる。第13条では地理の教授目的があげられ、「地理ハ地球ノ形状、運動並ニ地球表面及人類生活ノ状態ヲ理解セシメ我國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシメ且小学校ニ於ケル地理教授ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス」などこれまでに比べ詳細になっている(表6)。1911年には、中学校でも教授要目が改正されている(表7)。

1902年、1911年に中学校、1910年に師範学校で教授要目によって取りあげるべき事項・概念が学年別に定められた。このように教授内容の形式が確立され、内容や形式が後の時代に引き継がれていくことになることから、地理教授の「確立期」といえる。

(3) 定着期：1911～1931年

このあとの20年間は師範学校の地理教授において制度上変化はみられない。中学校と同様、地理の教授方法や内容が定着していった時期とみられる。

(4) 転換期：1931～1937年

1931年、中学校では「中学校令施行規則中改正」、師範学校では「師範学校規程中改正」によって、地理教授の内容に、それまで規定されてこなかった地人相関的な考えが取り入れられることになる。以下

中学校の「中学校令施行規則」中改正においても「地理ハ地球及人類生活ノ状態ヲ理解セシメ殊ニ兩者ノ關係ヲ明ニシ我カ國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシメ〔以下略〕」とあり、師範学校のそれと全く同じ内容である。1931年に師範学校と中学校の地理科に自然と人文現象を関連づけるという、地人相関的な内容が取り入れられることになった。これまで単に羅列暗記に警鐘をならすのみであった教授要目の

規程であったが、具体的にどうすれば羅列にならないかを示したのがこの改正であったとも言える。そのことから 1931 年をもって「転換期」とい

表6 「師範学校教授要目」(1910年) 男子生徒の部

日本地理	<p>帝国ノ位置 本州（概説/位置，境域，地勢，気候，生業，交通，人口ノ疎密，行政区画等自然地理及人文地理ノ概要ヲ授クヘシ以下之ニ倣フ）（各説/各府県ニ就キテ位置，境域，地勢，生業，交通，都会等ノ事項ヲ授クヘシ以下之ニ倣フ）</p> <p>四国 総説 各説 九州及沖縄地方 総説 各説 台湾 前例 総説記載事項ノ外更ニ住民，政治，都会，沿革ヲ加フヘシ 北海道 台湾ノ項ニ準ス 樺太 台湾ノ項ニ準ス 日本地理総説 地勢 近海 気候 天産物 住民 政治 神社，宗教 生業 交通 韓国地理 台湾ノ項ニ準ス 満州地理 台湾ノ項ニ準ス</p>	第一学年
外国地理	<p>亜細亞洲 総説/位置，境域，地勢，気候，天産物，住民，生業，交通，区画等ノ概要ヲ授クヘシ以下之ニ倣フ 各説/各国又ハ各地方ニ就キテ位置，境域，地勢，気候，生業，住民，政治，交通，都会等ノ事項ヲ授クヘシ但シ國ノ大小我カ國トノ関係ノ多少等ニ依リ教授事項ノ分量ヲ斟酌シヘシ以下之ニ倣フ 清国/亜細亞露西亞/亜細亞土耳其/亞刺比亞/イラン地方/印度/印度支那/馬來諸島 大洋洲 前例総説記載事項ノ外更ニ政治，都会等ノ事項ヲ加フヘシ 欧羅巴洲 総説 各説 露西亞/スカンジナビヤ半島/丁扶/独逸/奧地利洪牙利/瑞西/佛蘭西 白耳義/和蘭/英吉利/イベリヤ半島/伊太利/バルカン半島 阿弗利加洲 大洋洲ノ項ニ準ズ 北亞米利加洲 総説 各説 加奈陀及ニューファウンドランド/亞米利加合衆国/墨西哥/中央亞米利加 西印度諸島 南亞米利加洲 大洋洲ノ項ニ準ズ</p>	第二学年
地理学通論	<p>自然地理概説 宇宙，太陽系，太陽，地球及其ノ運動，月及其ノ運動，曆，陸界ノ變動及地形，海洋ノ状態，氣界ノ状態，天気及気候，地勢気候生物相互ノ関係</p>	
	<p>人文地理概説 自然ト人類トノ関係，住民及其ノ状態，生業及重要産物ノ分布，交通，国家，世界主要國ニ於ケル位置</p>	第三学年
小学校ニ於ケル教授法	<p>小学校ニ於ケル教授法 教授ノ要旨，教授材料ノ選択及排列，教授ノ方法，教授用具及教授上必要ナル注意，小学校地理科用図書ノ研究</p>	

表7 中学校教授要目 (1911年)

<p>日本地理</p>	<p>帝国ノ位置 地方誌 尋常小学校地理トノ連絡ヲ図リ地方又ハ府県ニ就キ重要ナル事項ヲ選択シテ補習セシムヘシ 総括 地勢 気候及天産物 生業及物産 農業 林業 水産業 鉱業 商業等 住民 人口 都会等 政治 立法 行政 司法 兵備 外交等 教育・神社・宗教 交通 道路 鉄道 航路 郵便 電信・電話等</p>	<p>第一学年</p>
<p>世界地理</p>	<p>関東洲 位置 境域 地勢 気候 生業 交通 住民 政治 都会 沿革等 満洲 関東洲ノ項ニ準ス 亜細亞洲 総説 位置 境域 地勢 気候 天産物 生業 交通 住民 区画等ノ概要ヲ授クヘシ以下之ニ倣フ 各説 各国又ハ地方ニ就キテ位置・境域・地勢・気候・生業・交通・住民・政治・都会等ノ事項ヲ授クヘシ但シ国ノ大小・我国トノ関係多少ニ依リ教授事項ノ分量ヲ斟酌スヘシ以下之ニ倣フ 清国 亜細亞露西亞 亜細亞土耳其 亞刺比亞 イラン地方 印度 印度支那 馬來諸島</p>	<p>第二学年</p>
<p>自然地理概説</p>	<p>宇宙 太陽系 太陽 地球及其ノ運動 月及其ノ運動 曆 陸海ノ変動及地形 海洋ノ状態 気界ノ状態 天氣及気候 地勢気候生物相互ノ関係</p>	<p>第三学年</p>
<p>人文地理概説</p>	<p>阿弗利加洲 前例総説記載事項ノ外更ニ政治・都会等ノ事項ヲ加フヘシ 北亜米利加洲 総説 各説 加奈陀及ニューファンドランド 亜米利加合衆国 墨西哥 中央亜米利加 西印度諸島 南亜米利加洲 阿弗利加洲ノ項ニ準ス 大洋洲 阿弗利加洲ノ項ニ準ス</p>	<p>第四学年</p>
<p>教授上の注意</p>	<p>一 地理ヲ授クルニハ成ルヘク事実ノ比較連合ヲカメ特ニ外国地理ヲ授クルニ当タリテハ我国ノ状勢ヲ以テ比較ノ基礎ト為スヘシ 二 学校所在府県及之ト密接ノ関係アル地方ノ地理ハ稍、詳細ニ教授スヘシ 三 世界地理ニオイトテ政治ヲ授クルニ当タリテハ必要ニ応シ其ノ沿革ノ大要ヲ説クヘシ 四 実地ニ観察シ得ヘキ事項ハ成ルヘク直接ニ観察セシメ其ノ他ハ常ニ地図・標本・写真・絵画・表等ニ依リ又之ヲ幻燈等ニ映写シテ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ</p>	<p>第五学年</p>

（5）変容期：1937～1943年

1937年、中学校と時を同じくして師範学校教授要目が改正され皇国教育が強く推進されるようになる。今まで以上に国民精神を涵養することが目指され、地理教授の質がかなり変わったことから「変容期」といえる。

その後師範学校は1943年に官立移管されかつ専門学校と同格の教育機関に昇格する。師範学校は中等学校卒業を入学資格とする官立の3年制の学校となったのである。これ以後、師範学校は中学校より

も格上の存在となった。

以上のことをまとめると、中学校、師範学校ともに時期区分は5つであり、師範学校は一時期中学校より法整備が遅れることはあったものの、ほとんど同じような時期に改正されていった。

（6）師範学校地理科の特徴

これまでの師範学校と中学校の変遷を併置すると表8になる。

表8 師範学校と中学校の地理科についての制度および法令の比較

師範学校		中学校（5年制）	
1872 東京に師範学校ができる 1881 「師範学校教則大綱」 1892年「尋常師範学校ノ学科及其程度」改定	草創期	草創期	1872 中学校設立・「中学教則略」制定 1881年「中学校教則大綱」 1886年「尋常中学校ノ学科及其程度（地理科は「地文及政治地理」を扱うと規定される）」 1886年 教科書検定制へ
1910年「師範学校教授要目」 1911年 教科書検定制へ	確立期	確立期	1902年「中学校教授要目」 1903年「教授上ノ注意」 1911年「中学校教授要目」改正
	定着期	定着期	1919年「中学校令施行規則」中改正
1931年「師範学校規程」中改正	転換期	転換期	1931年「中学校令施行規則」中改正
1937年「師範学校教授要目」改正（愛国心の養成や皇国教育を強化；国家のための地理教授） 1943年「師範教育令の改定」 1943年 教科書国定化	変容期	変容期	1937年「中等学校教授要目」改正（愛国心の養成や皇国教育を強化；国家のための地理教授） 1943年「中等学校令」 (国民科地理へ・教科書国定化(中学校規程))

（文部省編『学制百年史 資料編』1972 をもとに筆者作成）

師範学校での地理教授制度は、第1期は1872年～1892年までの「草創期」、第2期は1892年～1911年の「確立期」、第3期は1911～1931年の「定着期」、第4期は1931年から1937年までで「転換期」であり、第5期が1937年頃からであり「変容期」と時期区分できた。

まず、教授内容の法令上の詳細化については、師

範学校が1892年で中学校が1886年に始められ、中学校のほうが先に改正されている。その後の教授内容を規定することになる各教授要目の改正でも師範学校が1910年、中学校が1902年で中学校のほうが先行していた。このように法令上の改正において、中学校が先行する理由は中学校が学校制度において中心的存在であり、師範学校は数も少ないため中

学校より遅れたことがあったと容易に推測できる。師範学校と中学校の教授内容の相違はここだけにみられる。

次に、1931年に師範学校と中学校で地人相関論が同時に導入される。これまで師範学校は中学校に遅れていつも改正されてきたが、1881年の教則大綱を除けば、同時に改正されたのは初めてであり、高等女学校では1931年にこの考えが取り入れられなかったことを考えると、中学校・師範学校・高等女学校の位置づけが類推できる。

その後1937年、師範学校教授要目が中学校と同じように国民精神涵養の趣旨のもと改正された。

以上のように、師範学校地理科の教授上の制度史については、おおむね中学校と同時期に改正が行われてきたが、ただひとつ1902年と1910年の教授要目の改正にあたり、中学校が先行していた。

ただ、制度上、地理教授の内容についてはほぼ同じように見えるが、師範学校では中学校にはない師範教育令制定以来、「順良信愛威重ノ徳性涵養スル」ことが重視されていた。この順良や威重という徳性が教員に求められていたことは、師範学校の性格を強く規定する。

教育制度史に詳しい唐澤によれば、各時代の理想的教師像には、「士族的教師像」「師範タイプ」「教育労働者」があり、教育労働者は戦後のものなのでここではとりあげないが、明治20年頃まで士族的教師像はみられたようである。その後を引き継いだのが師範タイプであり、森有礼のもと、兵式体操や寄宿舎など厳しい「軍隊式」の養成や、政治活動禁止の諸法令による政治的圧迫をも伴っていたという（唐澤1968）。加藤もまた師範学校は当初から軍隊主義的な教育が行われていたことを指摘している（加藤1974）。

師範学校の生徒は、卒業後すぐさま訓導として教壇に立つことになる。そのために、師範学校には「地

理教授法」といった科目があるものの、教授要目には日本地理、外国地理、地理学通論（地文）ほど明確な内容の規程は見られない。制度上地理教授の知識での内容が同じであっても、そこに教授法が関係することで、その地理知識はどのように性格をかえるのであろうか。つまり、地理知識と地理教授法がひとつになって師範学校における地理教授は成立するのである。教員としての精神性と、教授技術的なことが、中学校生徒とは異なり師範学校の生徒には求められていた。この教授法についてはさらに詳細な検討が必要である。

V おわりに

今回は制度に限定しての師範学校と中学校を比較し、師範学校の地理教授の時期区分を行った。師範学校の地理教授の制度上の改訂は中学校におくれながら整備されていった。師範学校の地理教授上の時期区分は中学校と同様5つであった。このことは、師範学校は厳密には中等学校ではなく、教員養成機関ではあるが、中等教育の中心である中学校に準じた存在であることを示している。1937年の改正で高等女学校には地人相関的な内容が盛り込まれなかったことは対象的である。つまり、師範学校は常に中学校にならって改正が行われ、教えるべき内容がほぼ同じとあってよい。

しかしながら、中学校の教授要目などにはみられず、制度面には表れていない師範学校にはある地理教授法などについては今後検討する余地がある。また、師範学校の制度や法令よりも具体的である教授内容、つまり教科書について検討し、制度上は中学校と同じに見える内容が本当に同じであったのかを明らかにすることである。また、師範学校は、当初学校内に男子部、女子部が置かれていたが、その後師範学校と女子師範学校に分離され、1943年には師範学校と女子師範学校は統合される。この女子師範学校および師範学校女子部における地理教授についても検討していきたい。

注

- 1) 正式には戦前の小学校（国民学校）の教員は「訓導」であるが、本稿では「教員」として記述する。
- 2) 青年師範学校とは青年学校の教員を養成するための学校であった。青年学校は当時の義務教育期間である尋常小学校（のちに国民学校初等科）6年を卒業した後に、中等教育学校（中学校・高等女学校・実業学校）に進学をせずに勤労に従事す

る青少年に対して社会教育を行っていた。青年学校が設置される前は、実業補習学校と青年訓練所がこの役割を担っていた。この2つの教育機関は、教育の対象となる年齢層の一部・教育内容・施設等に関して共通する部分が多く、2つの独立した教育機関を併存させることは地方公共団体の財政負担を重くするなどの問題点があった。これを解消するため、

実業補習学校と青年訓練所を統合して設置されたのが青年学校である。

- 3) 外山正一を委員長として 1897 年尋常中学校教科細目調査委員会が設置され、その報告書を簡略化して示したものが中学校教授要目であった。学校長はこれに基づいて各学校の指導計画である教授細目を編成することが求められ、また小・中学校においては教科書を使用することも規定されていた。

文 献

- 加藤登志子 (1974): 「師範タイプ」形成についての一考察. 教育学雑誌 8, 52-70.
- 唐澤富太郎 (1968): 『教師の歴史 教師と生活の倫理』創文社
- 近藤裕幸 (2001): 前期中等教育段階における地理教育の研究 (1). 早稲田大学教育学研究科紀要(別冊)9-1, 263-273.
- 齋藤元子 (2005): 師範学校編纂『地理初歩』とその底本. 地理学評論 78(6)
- 白井哲之 (1996): 千葉師範学校初代校長・山田行元自叙伝についての一考案. 地理学研究報告 7, 55-62.
- 外池 智 (2011): 教員養成における「地方研究」の成立とその実践的展開 -山形県女子師範学校と『総合郷土研究』編纂の各師範学校を比較して-. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 33, 1-12.
- 松永 歩 (2012): 地理的想像力の醸成と沖縄師範学校の修学旅行: 日琉同祖論の一前提. 政策科学 19-4, 225-240.
- 文部省 (1964): 『学制九十年史』文部省
- 文部省 (1981): 『学制百年史 資料編』文部省